

定額自動入金サービス利用規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と定額自動入金サービス(以下「本サービス」といいます。)にかかる取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第1条(定額自動入金サービス)

1. 本サービスとは、毎月5日または27日(これらの日が金融機関休業日の場合には翌営業日とし、以下「引落日」といいます。)に、当社所定の当社以外の金融機関の本支店のうちお客さまが指定する金融機関の本支店(以下「引落金融機関」といいます。)におけるお客さまご本人名義の預貯金口座(以下「引落口座」といいます。)から、お客さまが指定する金額(以下「引落金額」といいます。)を口座振替の方法により引き落とし、当社指定の入金日(以下「入金日」といいます。)に、当社に開設されているお客さまご本人名義の代表口座円普通預金に入金するサービスです。
2. 本サービスは、契約名、引落日、引落金額および引落口座をそれぞれ1つずつ指定することで1契約とし、お客さまにつき最大5契約までお申込みいただけるものとします。
3. 本サービスの利用は個人のお客さまに限りです。
4. 当社は、本サービスに係る業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第2条(引落金融機関等について)

1. 引落日は、毎月5日または27日のうちどちらかとします。
2. 引落金額は、1契約につき1万円以上とし、1千円単位で99億9999万9千円以内の金額とします。
3. 入金日は、原則、引落日の4営業日後の日とします。

第3条(本サービスの申込)

1. 本サービスの申込みは、当社WEBサイトから受付けます。
2. 本サービスの利用はお客さまと引落金融機関との間における口座振替契約の成立を前提とします。当該口座振替契約が成立しない場合、本サービスの利用はできません。
3. お客さまによる第1項の申込手続きにおいて誤入力等があったとしても、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
4. 第2項の口座振替契約が成立し、引落金融機関での口座振替受付完了の通知を当社が確認したときに、お客さまと当社との間で本サービスに係る契約が成立するものとします。
5. 前項に基づく本サービスに係る契約の成立後、当社は、当社所定の時期から本サービスを実行するものとします。

第4条(契約名・契約内容の変更)

1. 契約名または引落金額を変更する場合、当社所定の方法により手続きをしてください。ただし、引落金額を変更した場合、かかる手続きを行った時期によっては、その直後に到来する引落日において変更前の引落金額により本サービスが実行される場合があります。かかる場合に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
2. 引落日または引落口座を変更したい場合、当該引落日または当該引落口座に関する本サービスに係る契約を第5条に従い解約し、再度、第3条に従い本サービスの申込みを行ってください。

第5条(本サービス利用の休止・再開・解約)

1. お客さまが本サービスの全部または一部の利用を休止もしくは再開し、または本サービスに係る契約の全部または一部を解約する場合、当社所定の方法により手続きをしてください。
2. お客さまが前項に定める休止・解約の手続きを行った時期によっては、その直後に到来する引落日において、本サービスが実行される場合があります。また、お客さまが前項に定める再開の手続きを行った時期によっては、その直後に到来する引落日に、本サービスが実行されない場合があります。これらの場合に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第6条(本サービスの停止、終了)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、お客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には事前に通知せずに、本サービスの全部または一部の提供を停止し、または本サービスに係る契約の全部または一部を解約して本サービスを終了することができるものとします。これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 本サービスを提供するために必要なシステムまたは設備の保守または工事が必要なとき
 - (2) 本サービスを提供するために必要なシステムまたは設備に障害が発生したとき
 - (3) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当社の責によらない事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または継続不能となったとき
 - (4) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または継続不能となったとき
 - (5) その他当社が必要と判断したとき
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、3回連続して引落日において資金不足等の理由により引落口座から引落金額の引き落としができなかった場合、お客さまに事前に通知することなく、当該引落口座に関する本サービスに係る契約を解約します。これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第7条(当社口座への入金不能時の取扱い)

当社に開設されているお客さまご本人名義の代表口座円普通預金において取引が制限されている等の理由により、引落金額を当社代表口座円普通預金に入金できない場合、当社は引落金額から当社所定の振込手数料を差し引いた金額を引落口座に振り込む方法により、資金を返却する場合があります。この場合の振込手数料は、振込手数料の無料回数分にカウントいたしません。また、この場合、当社は、お客さまに事前に通知することなく本サービスの提供を休止するものとし、これによって生じた損害については一切責任を負いません。

第8条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第9条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上